

## 港区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（以下「令」という。）の一部改正を踏まえ、港区災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「条例」という。）を一部改正します。

### 1 改正内容

- (1) 災害援護資金の貸付けに係る改正（条例第15条第3項、付則第2条第2項）  
法及び令の一部改正を踏まえ、引用している法及び令の条項番号を改め、法で新たに定められた規定について文言を追加します。

#### 【法及び令の一部改正の概要】

①償還金の支払猶予（法第13条、令第12条）

令で規定していた償還金の支払猶予が法で規定され、従前の令の規定は削除されました。

②償還免除（法第14条第1項）

償還免除事由に破産手続開始決定又は再生手続開始決定が追加されました。

③報告等（法第16条）

償還金の支払猶予又は償還免除の判断に必要な報告を借受人等に求めることができ、官公署に対する調査権限も付与されました。

- (2) 災害弔慰金等の支給に係る改正（条例第16条関係）

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に当たり、自然災害による死亡等であるか否かの判定が困難な場合等には、医師や弁護士等の有識者による審査会等を設置し、その審査を経て判定することとされています。

この審査会については、区市町村が単独で設置する方法のほか、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、区市町村が都道府県との協議により規約を定め、都道府県に審査会の設置及び運営を委託することが可能です。

しかし、都道府県に審査会の設置及び運営を委託した場合、支給決定までに時間がかかることなども考えられ、支給決定の迅速化の観点等から区市町村ごとに審査会その他の合議制の機関を置くよう努めることが、法で新たに規定されました。

このことから、区として主体的かつ迅速に支給決定するために、条例で規定し港区災害弔慰金等支給審査会を設置します。

### 2 施行期日

公布の日から施行します。

## 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金貸付制度の概要

### 1 災害弔慰金の支給

自然災害により死亡した区民の遺族に対し支給します。

- (1) 受給遺族 ①配偶者  
②子  
③父母  
④孫  
⑤祖父母  
⑥兄弟姉妹（①～⑤がいない場合で死亡者と同居又は生計同一者に限る。）
- (2) 支給限度額 500万円
- (3) 費用負担 国2分の1、都道府県4分の1、区市町村4分の1

### 2 災害障害見舞金の支給

自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた区民に対し支給します。

- (1) 受給者 次のいずれかに該当する重度の障害を受けた者
- ①両眼が失明したもの  
②咀嚼及び言語の機能を廃したもの  
③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの  
④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの  
⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの  
⑥両上肢の用を全廃したもの  
⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの  
⑧両下肢の用を全廃したもの  
⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
- (2) 支給限度額 250万円
- (3) 費用負担 国2分の1、都道府県4分の1、区市町村4分の1

### 3 災害援護資金貸付

自然災害により世帯主が負傷した場合又は住居や家財に損害を受けた場合に、区民である世帯主に対し貸付けを行います。

- (1) 対象者 負傷又は住居や家財に損害を受けた世帯主
- (2) 貸付限度額 350万円
- (3) 費用負担 国3分の2、都道府県3分の1